

	該当資料	該当項目	質問	回答
1	参加仕様書	3 契約上限額	国の予算が入っているか。 入っている場合、予算名は。	国の予算は入っておらず、県費のみです。
2	参加仕様書	3 契約上限額	一般管理費は認められるか。	一般管理費は認められています。
3	参加仕様書	7 企画提案書の提出 (4) 提出資料および部数 ア 企画提案書 ・記載内容 ⑥人材の入国サポート	人材の入国サポートは業務委託仕様書に記載がないが、内定者の入国サポートのことか。	人材の入国サポートは、内定者の入国サポートを想定しています。
4	参加仕様書	1 0 契約方法に関する事項	契約は金額確定型の契約か、もしくは概算契約のどちらか。	金額確定型の契約です。
5	参加仕様書	1 0 契約方法に関する事項	契約保証金の納付義務はあるか。	原則として契約保証金を納付することとしています。 ただし、過去３年の間に本案件と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績が確認できた場合は、契約保証金の納付を免除します。
6	参加仕様書	1 2 契約代金の支払い方法及び支払い時期 1 6 その他 (2) 契約に関する事項	精算時に提出する書類はあるか。	精算のために提出する書類はありませんが、委託費用の減額が発生する場合、各種費用の内訳書の提出を求める場合があります。
7	参加仕様書	1 6 その他 (2) 契約に関する事項	再委託する場合、再委託金額の上限設定はあるか。	再委託金額の上限設定はありません。 ただし、金額に関わらず、業務の根幹部分や大部分を再委託することは認められない場合があります。
8	業務委託仕様書	全般	本事業で対象とするインドネシア人材について、在留資格の想定（技人国・特定技能・留学生採用等）は限定されているか。	本事業で対象とするインドネシア人材については、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、「技術・人文知識・国際業務」等の専門的・技術的分野の在留資格を取得するための要件を満たす見込がある又は既に満たしている者に限ります。ただし、特定技能、日本国内の大学等に留学中の学生、日本国内で就労中の方は本事業の対象外となります。
9	業務委託仕様書	5 委託業務の内容 (1) 日本語教育講座 ア 概要	「インドネシア国内の大学等・・・」について、大学の指定はあるか。	特に大学の指定はありません。
10	業務委託仕様書	5 委託業務の内容 (1) 日本語教育講座 エ 受講対象者	受講対象者に在校生（大学生であれば４年生）、既卒の縛りはないか。	日本語教育講座の受講対象者に在校生、既卒の縛りはありません。 ただし、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、「技術・人文知識・国際業務」等の専門的・技術的分野の在留資格を取得するための要件を満たす見込がある又は既に満たしている者に限ります。また、特定技能、日本国内の大学等に留学中の学生、日本国内で就労中の方は本事業の対象外となります。
11	業務委託仕様書	5 委託業務の内容 (1) 日本語教育講座 エ 受講対象者	受講対象者の日本語レベルは、N 4 相当レベルの方が対象という理解でよいか。	受講対象者の日本語レベルは、N 4 相当レベルを想定しています。
12	業務委託仕様書	5 委託業務の内容 (1) 日本語教育講座 カ 留意事項	日本語教育講座の実施方法について、全てオンライン教育は可能か。	日本語教育講座は原則として対面での実施を想定しています。 ただし、受講者の居住地域が広範囲に点在していて対面での実施が現実的ではないなど、やむを得ない事情がある場合は、契約後に実施方法を協議することができます。
13	業務委託仕様書	5 委託業務の内容 (2) 県内企業での就業体験 イ 想定参加者数	1 企業 2 名の受入れという理解でよいか。 また、1 人の人材が就業体験を行う企業数に制限はあるか。（1 人 1 社のみでも複数社でも問題ないか？）	1 企業 2 名の受入れを想定していますが、1 企業 1 名のみ又は 3 名以上の受入れや 5 社以上の参加を妨げるものではありません。 また、1 人の人材が就業体験を行う企業数に制限はありません。
14	業務委託仕様書	5 委託業務の内容 (2) 県内企業での就業体験 エ 実施日数及び実施時期	実施日数の 7 日程度は土日を含めるか。 また 7 日間のうち、就業体験の日数の想定はあるか。	実施日数には土日を含めます。 また、就業体験の日数は 4 日以上を想定しています。

15	業務委託仕様書	5 委託業務の内容 （２）県内企業での就業体験 力 留意事項	参加学生の日本語能力が上級レベルかつ意思疎通において支障がない場合や、受入企業が通訳の配置を希望しない場合には、通訳の配置不要とすることは可能か。	受入企業が通訳の配置を希望しない場合には、通訳を配置しなくても構いません。 参加学生の日本語能力が上級レベルかつ意思疎通において支障がない場合についても、受入企業との協議により、通訳の配置不要とすることは可能です。
16	業務委託仕様書	5 委託業務の内容 （２）県内企業での就業体験 力 留意事項	就業体験実施中の通訳を受入企業１社につき１名以上配置というのは、期間中常駐か。 また、宿泊を伴う想定か。	受入企業に配置する通訳は期間中常駐を想定しています。 また、宿泊しなければ業務に支障が出る場合には宿泊を伴うことも想定しています。
17	業務委託仕様書	5 委託業務の内容 （２）県内企業での就業体験 力 留意事項	三重の生活文化や産業の特徴等の理解を深めるための取組とは具体的に何を想定しているか。	事前オリエンテーション等での紹介や三重県滞在期間中の体験学習等を想定しています。
18	業務委託仕様書	5 委託業務の内容 （３）合同面接会 キ 主な業務	参加企業から通訳の配置は不要の要望があった場合には、通訳配置不要とすることは可能か。	参加企業から通訳の配置は不要の要望があった場合には、通訳を配置しなくても構いません。
19	業務委託仕様書	5 委託業務の内容 （３）合同面接会 キ 主な業務	「学業成績によるスクリーニング」を大学側に依頼する想定はあるか。	原則として受託者が実施する想定ですが、大学との協議により大学側に依頼することも可能です。
20	業務委託仕様書	5 委託業務の内容 （５）その他	県の担当者の通訳について、おおよそでよいので想定する該当担当者の人数、必要とする回数、日数の想定はあるか。	県の担当者は３～４名程度、回数は５回程度を想定しています。 現地での活動日数は、ご提案内容により変動がありますが、最低２日（合同面接会の開催日数）以上を想定しています。
21	業務委託仕様書	5 委託業務の内容 （２）県内企業での就業体験 力 留意事項 6 成果目標及び委託費用の考え方 （１）成果目標 ②県内企業での就業体験	半導体関連の企業には、製造以外（装置、材料、設計、ソフトウェア等）も含まれるか。 また、上記に列挙した以外にも該当するものはあるか。	半導体関連の企業には、半導体製品製造以外（装置、材料、設計、ソフトウェア等）も含まれます。 また、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で就労可能な業務内容であれば、装置のメンテナンス等も該当します。
22	業務委託仕様書	5 委託業務の内容 （２）県内企業での就業体験 イ 想定参加者数 （３）合同面接会 イ 想定参加者数 6 成果目標及び委託費用の考え方 （１）成果目標 ②県内企業での就業体験 ③合同面接会	参加企業数の規模想定や業種制限はあるか。 また、三重県外に本社を置き県内事業所を有する企業の参加は可能か。	企業規模は原則として中小企業基本法に定義される中小企業・小規模企業者を想定しており、業種制限は特に設けておりません。 三重県外に本社を置き県内事業所を有する企業の参加も可能ですが、就業体験先や内定後の就労先は三重県内の事業所とすることを条件とします。
23	業務委託仕様書	6 成果目標及び委託費用の考え方 （１）成果目標 ③合同面接会	出展企業数１０社には、半導体関連の企業の募集の制約はないか。	合同面接会の出展企業数１０社には、半導体関連の企業の募集の制約はありません。
24	業務委託仕様書	6 成果目標及び委託費用の考え方 （１）成果目標 ③合同面接会	内定者数は、事業期間内の採用成立を必須とするのか、内定・母国待機者の創出までを成果として評価するのか。	内定者数は、内定・母国待機者の創出までを成果として評価します。
25	業務委託仕様書	6 成果目標及び委託費用の考え方 （２）成果目標に対する委託費用の考え方	「（・・・委託費用から減額する場合がある」との記載について、具体的な減額基準はあるか。	減額基準については、目標数に満たなかった場合に不要となる実費部分を減額することになります。 例えば、合同面接会の出展企業数が目標数に満たなかった場合、目標に満たなかった企業数分の資料作成支援、ブース設営、通訳配置等にかかる費用が減額対象となります。